

特集  
2高等学校における  
新学習指導要領のポイント

樋口 雅夫 Higuchi Masao 玉川大学教育学部教授

岡山県生まれ。広島経済大学経済学部講師、国立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程調査官等を経て、2018年から現職。文部科学省消費者教育推進委員会委員



## 学習指導要領改訂の背景

2020年4月、小学校で新しい学習指導要領の下での教育活動が始まりました。今後、2021年4月からは中学校で新学習指導要領が全面実施、2022年4月からは高等学校においても年次進行で新学習指導要領が実施されます\*1。

学習指導要領とは、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めているもので、小学校、中学校、高等学校等の各学校が編成する教育課程（カリキュラム）の基準となるものです。社会や子どもたちを取り巻く環境の変化などに伴い、これまでおおむね10年に一度改訂されてきています。

今回の学習指導要領改訂の背景には、近年の人工知能(AI)の進化や、情報化・グローバル化などの社会の急激な変化があります。文部科学省に設置される中央教育審議会では、多くの有識者から「人工知能が進化して、人間が活躍できる職業はなくなるのではないか」「今学校で教えていることは、時代が変化したら通用しなくなるのではないか」との懸念が表明されていました。しかし、どのように社会が変化しようとも、これからの社会を創っていくのは今の子どもたちであることは間違いありません。子どもたち一人一人が幸福な人生を築き、また将来のよりよい社会の担い手となるために必要な資質・能力を、小中高を通じた学校教育で身に付けられ

るようにしていくことが、今回の学習指導要領改訂の主目的であるといえるでしょう。

ただし、学校の多忙化が指摘されるなかで、いくら社会の要請であり、必要な教育活動であるとはいえ、そのすべてを学校現場の教員のみで責任で実現してもらう、ということは不可能です。今回の改訂では「社会に開かれた教育課程」の理念が打ち出されていますが、これは、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有して、地域と連携・協働しながら実現を図っていくことが期待され、打ち出された理念であるにとらえることができます。そのために、新しい学習指導要領の趣旨や内容を教員だけでなく、学校と連携・協働する人々とも共有することが重要です。

消費者教育の領域でも、消費者被害の手口は年々巧妙化しており「だまされない消費者」を育むことは欠かせません。しかし一方で、「だまされない」だけでなく、自立した消費者、消費者市民社会の形成に資する消費者を育むことも、併せて期待されています。これからの時代は、消費者行政や消費者教育の専門家が、学校と連携・協働して未来の社会を担う消費者市民の育成をめざしていくことが期待されているのです。

高等学校の  
新しい学習指導要領について

今回の学習指導要領改訂で注目されたのは、

\*1 学習指導要領「生きる力」(文部科学省) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)

「18歳」という年齢、そして高等学校教育でした。これは、民法改正に伴い、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることへの、高等学校教育での対応が強く意識されたことによるものです。既に実施されている選挙権年齢の18歳への引き下げと相まって、「大人である18歳(高校3年生)になるまでに、どのような資質・能力を身に付けておくことが必要か」との観点から、家庭科や公民科をはじめとする各教科等の目標・学習内容が系統的に整理され、公民科には新科目「公共」が設置されるなど、時代が平成になってからは類を見ないほどの大幅な改訂が行われたのです。

これまで高校3年生は、基本的に「未成年」でした。それが2022年4月以降は、高校3年生のクラスに18歳の「成年」と17歳の「未成年」が常時混在することになります。成年年齢に達した18歳の高校生は1人で有効な契約を締結できるようになる一方、大人として扱われるため、未成年者取消権を行使できなくなります。同じ教室内の17歳のクラスメートは保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができるにもかかわらず、です。クラス担任の教員や生徒指導の教員は、必ずしも消費者被害の手口や消費者契約に関する事柄に詳しいとは限らず、想定される新たな状況に困惑を増すことは容易に想像できます。

そこで、消費者教育の中核を担う教科である家庭科や公民科で、高校2年生までに、つまり17歳までのうちに消費者契約をはじめとする消費者教育に関する内容を学習させることとし、特に公民科においては新科目「公共」を設置することになったのです。

あわせて、小中高の学校種をつなげた、また教科等横断的な消費者教育の推進がめざされていますが、この点については、消費者庁の「消

費者教育ポータルサイト」\*2に掲載されている「消費者教育の体系イメージマップ検索」などを見てください。このイメージマップは、学校教育のみならず、幼児期から成人期(特に高齢者)に至るまでの各ライフステージが横に、消費者教育における重点領域が縦に並んでおり、ライフステージと重点領域の交わったボックスに記された目標をクリックすると、すぐに使える消費者教育教材等のリストが掲示されます。自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者等の消費者被害の防止・救済のためにも、消費者教育のいっそうの充実を図るべく、さまざまな主体が連携・協働するためのツールの1つであると考えられます。

## 公民科の新科目「公共」とは

公民科の新科目「公共」は、高校1年または2年のうちに必ず履修する科目として新設されました。公民科(あるいは社会科)と聞けば、世の中のさまざまな制度やしくみを理解する学習が中心で、ときどき時事問題を扱う教科、というイメージが強いかもしれませんが、しかし、2022年度から始まる新科目「公共」では、現代社会の諸課題の解決に向け、自己と社会とのかわりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成することなどについて、生徒の日常の社会生活と関連づけながら具体的に考察する科目、とされています。この科目の学習指導の改善・充実の要点の1つに、現代社会の諸課題から「主題」や「問い」を設定し、追究したり解決したりする学習の展開が挙げられています。

紙幅の都合上、一例のみですが、「公共」の学習内容や授業イメージを具体的に見てみましょ

\*2 <https://www.kportal.caa.go.jp/index.php>

う。消費者教育に関する学習内容としては「多様な契約及び消費者の権利と責任」が挙げられます。この内容は、例えば、次のような授業の流れが考えられます。

- ①授業の始めに教員が、適切に締結された契約の事例とそうでない事例を提示し、「どのような場合に、契約が当事者の自由な合意とはいえないか」「なぜ契約自由の原則には例外が存在するのか」「どのような点に気をつけて消費活動を行えばよいのか」といった具体的な「問い」を生徒に投げかける。
- ②次に、生徒はグループで話し合いながら、自分たちなりの「問い」に対する答えを考え、クラスで発表する。
- ③そして教員は、生徒の発表を取りまとめ、「消費者は、情報の非対称性や自らの経済状況などのために、熟慮した自由な意思に基づく契約ができない場合があること、そのために、消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていること」について説明する。
- ④最後に生徒が、ワークシートに授業の感想(自分の意見)を書く。

ここまでの授業を受けてきた生徒は、「18歳となる私たちは、消費者として保護されるだけの存在ではなく、自身の権利や利益を守り、責任を持って契約を結ぶことのできる自立した主体(消費者)になることが大切だ」などと記述できるようになるでしょう。「早速、次に買い物をするときから心がけたい」と記述する生徒もいるでしょう。また、授業のまとめとして、消費者一人一人の消費行動を通じて、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画していく「消費者市民社会」を実現していくために、教員がエシカル消費の考え方やフェアトレードについて補足することも有効かもしれません。クラス内で協働して学び、消費者としての選択や契約の重要性を理解した生徒たちは、自分自身の消費行動がよりよい社会の形成にもつながってい

ることに気づくに違いありません。

「公共」の授業では、消費生活センターなど専門機関から、消費生活相談員や職員等に学校へゲストティーチャーとして来てもらい、専門家の目から見て生徒にアドバイスしてもらうことも効果的でしょう。また、実践的に課題に取り組むことを教科の特徴とする家庭科の授業とつなげて、「公共」で学んだことを家庭科の授業や日常生活で実践してみる、といった体験的な活動も有効でしょう。今はまだ、高等学校現場の教員も手探りの状況です。「公共」における消費者教育の実践が、「社会に開かれた教育課程」実現のモデルケースとなれば、と期待しています。

### これからの消費者教育を いっそう推進させるために

新学習指導要領では、中学校技術・家庭科(家庭分野)で「クレジットなどの三者間契約」や「自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響」などについて、また、中学校社会科(公民的分野)で「個人や企業の経済活動における役割と責任」や「消費者行政」などについて扱うこととなっています。また、そのほかの教科でも、消費生活に関する事柄は随所で扱われています。消費者教育に関する学習内容は、高等学校のみならず学校教育全体で、相当の充実が図られたといっても過言ではありません。

これからは、新学習指導要領で充実された消費生活に関する学習内容を絵に描いた餅に終わらせないよう、学校種間・教科等間の連携を図るとともに、消費者行政や消費者教育の専門家の人々の知見を、高等学校をはじめとする学校現場につなげていくことが喫緊の課題でしょう。成年年齢の引き下げの機を逃さずに、学校と社会が連携・協働したさらなる消費者教育推進の体制づくりを進めることが求められています。